

令和6年度「協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～」 事業実施要項

協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～事業実行委員会

1 趣旨

「協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～」事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、帰国した青年海外協力隊員と鹿児島県内に在住する留学生等を、県内小中学校に講師として派遣することによって、児童・生徒の国際協力や途上国に対する理解を深め、国際性豊かな人材を育成する。

2 事業内容

(1) 講師

ア 帰国した青年海外協力隊員。

イ 学校の希望や実施内容によって鹿児島県内に在住する留学生等外国人も派遣することができる。ただし、予算や本人の都合次第では留学生等外国人の派遣は行わないこともある。

(2) 講演などの内容

協力隊OB — 国際協力・ボランティア・途上国の人々のくらしや文化（民族衣装、料理、民族楽器など）の紹介、青年海外協力隊の体験談、参加型のワークショップ（ゲームなど）
留学生等 — 母国のくらしや文化（民族衣装、料理、民族楽器など）の紹介、参加型のワークショップ（ゲームなど）を日本語で行う。

※詳細は、講師の決定後、学校が講師と打ち合わせを行う。

(3) 対象・時間

ア 対象 鹿児島県内の小中学校及び特別支援学校
（鹿児島高等特別支援学校は除く。）

イ 授業時間 1時間～2時間

※給食交流を希望する場合は、午前または午後の実施とする。

(4) 実施回数は年間約40校

(5) 派遣回数は、1学校につき1回とする。

(6) 実施期間は、令和6年5月から令和7年2月末までとする。

(7) 講師への謝金及び旅費については可能な限り学校の負担とする。なお、やむを得ない理由があるときは、謝金及び旅費の一部または全部を、実行委員会が負担することができる。

(8) 給食費及び学校側の希望による交流活動に要する費用などは学校が負担するものとする。

3 募集・応募方法

【公立小・中学校の場合】

- ・ 事業実施を希望する小・中学校は、令和5年11月10日（金）までに、各市町村教育委員会に別添「申込書」を提出する。
- ・ 鹿児島市教育委員会以外の各市町村教育委員会は、学校からの申請書を取りまとめ、優先順位を決めて、令和5年11月17日（金）までに各教育事務所へ送付する。
- ・ 各教育事務所及び鹿児島市教育委員会は、優先順位を決めて、当実行委員会へ送付する。（令和5年11月24日（金）必着）

【私立小・中学校及び特別支援学校の場合】

- ・ 事業実施を希望する私立小・中学校及び特別支援学校は、令和5年11月24日（金）までに、当実行委員会に別添「申込書」を直接送付する。

※ 実行委員会は、派遣校を選定し、学校の企画案に沿って派遣できる講師を決定し、申込学校に連絡する。

4 主催及び後援

（1）主催

「協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～」事業
実行委員会

実行委員会の構成団体

〔 鹿児島県青年海外協力隊を支援する会
青年海外協力隊鹿児島県OB会、
公益財団法人鹿児島県国際交流協会 〕

（2）後援

独立行政法人国際協力機構九州センター，鹿児島県，
鹿児島県教育委員会，国立大学法人鹿児島大学

5 その他

実施日決定後，マスコミ発表や新聞社の関係支局に通知する。
したがって当日，マスコミ取材が入る場合がある。

6 事務局

「協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～」事業
実行委員会事務局 担当：谷口、仮屋
〒892 - 0816 鹿児島市山下町14番50号
かごしま県民交流センター1階
公益財団法人鹿児島県国際交流協会内
TEL：099-221-6620 FAX：099-221-6643